

短期入所生活介護重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-77-2230 (午前8時30分～午後5時30分)

担当 生活相談員 森 功二

※ご不明な点がございましたら、上記までご連絡下さい。

2. 特別養護老人ホームクローバー荘の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	クローバー荘
所在地	群馬県館林市田谷町1187番地
介護保険番号	短期入所生活介護 群馬県 1070700016

(2) 当施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名	名	介護老人福祉施設の統括	1名
医師	医師		1名	入所者の診療および保健衛生の管理	1名
生活相談員	社会福祉主事	1名	名	入所者・家族の相談・助言・援助	1名
栄養士	管理栄養士	2名	名	食事の管理・衛生・指導	2名
機能訓練指導員	看護職員と兼務	1名	名	機能を改善し、減退防止訓練	1名
介護支援専門 (他の業務と兼務)	介護支援専門員	1名	名	施設サービス計画の作成	1名
事務職員		4名	名	施設の事務および会計 事務	4名
介護・看護職員	看護師	2名	1名	医師の診療補助・看護・保健衛生	3名
	准看護師	1名	2名	医師の診療補助・看護・保健衛生	3名
	介護福祉士	12名	3名		15名
	1・2級終了者	ヘルパー2級	2名	2名	4名
	3級終了者	ヘルパー3級	名	名	名
	その他		7名	5名	12名

3. 当施設の設備の概要

定員	10名	静養室	1室
居室	4人部屋	2室 (1室13㎡)	医務室
	2人部屋	1室 (1室13㎡)	食堂
	個室	0室 (1室16㎡)	日常動作訓練室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽	洗濯室	1室
介護職員室	1室	リネン室	1室
介護用品展示室	1室	調理室	1室
面談室	1室	事務室	1室

4. サービス内容

- (1) 食事 (2) 入浴 (3) 介護 (4) 生活相談 (5) 健康管理
(6) 特別食の提供 (7) 理美容サービス (8) レクリエーション等

5. 利用料金

- (1) 基本料金 (負担割合により変わります)

①従来型短期入所 1割負担

	1日あたりの利用料金 (従来型個室)	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担額 (従来型個室)	1日あたりの利用料金 (多床室)	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担額 (多床室)
予防支援1	4,510円	451円	4,510円	451円
予防支援2	5,610円	561円	5,610円	561円
要介護1	6,030円	603円	6,030円	603円
要介護2	6,720円	672円	6,720円	672円
要介護3	7,450円	745円	7,450円	745円
要介護4	8,150円	815円	8,150円	815円
要介護5	8,840円	884円	8,840円	884円

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円 生産性向上推進体制加算Ⅱ 10円

介護職員処遇改善加算Ⅱ 算定した単位数の13.6%

滞在費(従来型個室) 1,231円 滞在費(従来型多床室) 915円

食料費 1,530円(朝 400円 昼 600円 夕 530円)

②従来型短期入所 2割負担

	1日あたりの利用料金 (従来型個室)	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担額 (従来型個室)	1日あたりの利用料金 (多床室)	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担額 (多床室)
予防支援1	9,020円	902円	9,020円	902円
予防支援2	11,220円	1,122円	11,220円	1,122円
要介護1	12,060円	1,206円	12,060円	1,206円
要介護2	13,440円	1,344円	13,440円	1,344円
要介護3	14,900円	1,490円	14,900円	1,490円
要介護4	16,300円	1,630円	16,300円	1,630円
要介護5	17,680円	1,768円	17,680円	1,768円

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12円 生産性向上推進体制加算Ⅱ 10円

介護職員処遇改善加算Ⅱ 算定した単位数の13.6%

滞在費(従来型個室) 1,231円 滞在費(従来型多床室) 915円

食料費 1,530円(朝 400円 昼 600円 夕 530円)

- (2) その他の料金

①特別食自費(メニューによって異なります。)

②理美容代1回2,000円(外部理美容業者に委託。)

③送迎代片道 1, 840円介護保険適用時片道 184円（通常の実施地域は、板倉町・館林市・明和町です。）2割負担時片道 368円

④その他、行事参加費等、別途料金がかかる場合がございます。

(3) 支払い方法

毎月10日過ぎに前月分の請求書をお渡し致しますので、翌月末までにお支払い下さい。お支払いいただきましたら、領収書を発行致します。お支払い方法は窓口支払い、郵便局振込のいずれかになりますのでお申し出下さい。

6. 利用中の中止

以下の場合、利用途中でもサービスを中止する場合がございます。

- (1) 利用者が中途退所を希望した場合。
- (2) 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- (3) 利用中に体調が悪くなった場合。
- (4) 他の利用者の生命、または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合。

7. サービスの利用申し込み方法等

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込み下さい。ご利用期間決定後、契約を締結致します。なお、ご利用の予約は1ヶ月からできます。

※居宅サービス契約の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合。

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

イ) 利用者が、介護保険施設に入所した場合。

ロ) 利用者が、お亡くなりなった場合。

ハ) 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

③その他

利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、20日以内に支払わない場合、または利用者やご家族等が、当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書にて通知することにより、サービス利用契約を終了させていただく場合がございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

8. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

我国は、世界で類を見ないほどの高齢化社会を迎えようとしています。当地方も早急な老人福祉対策が、不可欠なものとなっています。当施設は、老人福祉の理念に基づき、居宅において常時介護を受けることが困難な者を収容し、介護をすることを目的としております。

当施設は、利用者の福祉増進を図るため、常に機能の充実と福祉のサービスの向上に努めるため、次の目標実現に努力します。

- ①人格を尊重し、健全で安らかな生活が送れるよう目指す。
- ②家族的な雰囲気を作り、楽しい日常生活ができるよう目指す。
- ③心身の機能に目を向け、介護機能を活かし、自立を目指す。
- ④地域および保健医との連携を深め、地域福祉の拠点化を目指す。
- ⑤愛情・協力・自立を目標に、利用者・職員が一体となるよう目指す。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	施設内外の研修を開催参加
サービスマニュアルの作成	○	
身体拘束	×	

(3) 施設利用に当たっての留意事項

①外出・外泊

利用者は、外出または外泊する時は、その都度、行く先・用件・施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。また、許可を受けた者が、許可内容を変更する時は、事前にその旨を申し出なければならない。

②面会

利用者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し、管理者の確認を得て面会しなければならない。

③健康保持

利用者は、努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限り、これを拒否してはならない。

④身上変更の届出

利用者は、身上に関する重要な変更が生じた時は、速やかに管理者に届け出なければならない。

⑤禁止行為

利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- イ) 管理者が定めた場所と時間以外で、喫煙または飲酒すること。
- ロ) 指定された場所以外で火気を用い、または自炊すること。
- ハ) 喧嘩・口論・泥酔等で、他人に迷惑をかけること。
- ニ) その他、管理者の定める事柄に対し、違反する行為をすること。

⑥賠償責任

利用者が、故意または過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ、また現状に回復させることができる。

9. 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方へ速やかに連絡致します。

緊急連絡先

	氏 名	続柄	電 話 番 号
自宅			
連絡1			
連絡2			

10. 非常災害対策

(1) 防災時の時

管理者は、常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。利用者は、非常災害対策に可能な限り協力しなければならない。

(2) 防災設備

自動火災報知設備・誘導灯・消火器・非常放送設備・非常通報設備・スプリンクラー設備・非常屋外サイレン設備

(3) 防災訓練

年に2回実施

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 無し

実施年月日	評価機関	開示状況
該当なし		

12. 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所は利用者に事故が生じた場合に、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、保管します。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

13. 身体拘束等の原則禁止

- (1) 施設及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為、下記のような緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者やその家族に拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・期間等について説明し、文章による同意を得ることとします。

「緊急やむを得ない場合」

- ・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ・身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

1 4. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

- (1) 入所者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に勤めます。
- (2) 入所者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 5. サービス内容に関する相談・苦情等

当施設のサービスに関する相談・要望・苦情等は、サービス担当責任者か下記窓口までお申し出下さい。

- (1) 当施設ご利用者相談・要望・苦情担当

☆サービス窓口☆

電話番号 0276-77-2230 担当者 生活相談員 森 功二

(受付時間月曜日～金曜日8:30～17:30)

- (2) その他

当施設以外に、市町村の相談・要望・苦情窓口等でも受け付けております。

☆館林市相談窓口 館林市役所（介護高齢課）

電話番号 0276-72-4111

(受付時間月曜日～金曜日8:30～17:30)

☆板倉町相談窓口 板倉町役場（介護高齢係）

電話番号 0276-82-1111

(受付時間月曜日～金曜日8:30～17:30)

☆邑楽町相談窓口 邑楽町役場（介護保険係）

電話番号 0276-88-5511

(受付時間月曜日～金曜日8:30～17:30)

☆群馬県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

電話番号 027-290-1323

(受付時間月曜日～金曜日8:30～17:30)

1 6. 当法人の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 ポプラ会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 堀 越 裕 一
- (3) 本部所在地・電話番号 群馬県館林市田谷町1187-1
電話 0276-77-2230

- (4) 定款の目的に定めた事業

①第一種社会福祉事業

- イ) 特別養護老人ホームクローバー荘の設置経営
- ロ) 経費老人ホームケアハウスマーガレットの設置経営
- ハ) 特別養護老人ホームミモザ荘の設置経営
- ニ) 経費老人ホームケアハウスヒマワリの設置経営

②第二種社会福祉事業

- イ) 老人通所介護事業（クローバー荘）

- ロ) 老人短期入所生活介護事業 (クローバー荘)
- ハ) 老人介護支援センター (クローバー荘)
- ニ) 老人訪問介護事業 (ミモザ荘)
- ホ) 老人通所介護事業 (ミモザ荘)
- ヘ) 老人短期入所生活介護事業 (ミモザ荘)
- ト) 老人介護支援センター (ミモザ荘)
- チ) 認知症対応型共同生活介護事業 (タンポポ)
- リ) 認知症対応型共同生活介護事業 (りんどう)
- ヌ) 認知症対応型老人通所介護事業 (りんどう)

③公益を目的とする事業

- イ) 居宅介護支援事業二カ所
- ロ) 訪問入浴介護事業二カ所

【契約をする場合は、以下のことを確認すること】

令和 年 月 日

短期入所生活介護のご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を受け交付しました。

<事業所>

所 在 地	群馬県館林市田谷町 1 1 8 7 番地		
名 称	クローバー荘		
法 人 名	社会福祉法人	ポプラ会	
代表者氏名	理事長	堀 越 裕 一	印
説 明 者	生活相談員	森 功二	印

1. 私は、契約書および本書面により、事業所から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。
2. サービス担当者会議にかかる各サービス支援事業所等に情報を提供することに同意します。

上記 1 ～ 2 全てについて同意し、交付を受けました。

<利用者>

住 所	
氏 名	印

<代筆者>

住 所	
氏 名	印